

第3回稲毛区地域福祉計画推進協議会議事要旨

【1】開催

日 時：平成26年2月27日（木）午前11時～午後12時

場 所：稲毛保健福祉センター 3階 大会議室

出席者：委員定数 31人

出席委員数 25人

事務局 9人 オブザーバー 3人

【2】次第

1 開会

2 委員長挨拶

3 議題

（1）今年度2回の各分科会の振り返り、取組内容の推進について（分科会1・2資料）

ア 第1分科会「活動の中核となれる人材の発掘」

イ 第2分科会「災害時に対応した地域住民の研鑽を図る」

（2）支え合いのまち 稲毛（区地域福祉計画推進協議会）について（資料2）

4 講話（区地域振興課くらし安心室 安全・安心班：桜田主査）

（1）災害時の対応と日頃の備えについて（資料3）

5 その他

（1）来年度の推進協議会委員の選任について

6 閉会

【3】議事要旨及び発言要旨

3 議題

（1）今年度2回の各分科会の振り返り、取組内容の推進について

ア 第1分科会「活動の中核となれる人材の発掘」を井村リーダーより、イ 第2分科会「災害時に対応した地域住民の研鑽を図る」を瓜生リーダーより、それぞれ報告。

主な発言は以下のとおり。

ア 第1分科会「活動の中核となれる人材の発掘」

（井村リーダー）

- ・社会福祉協議会地区部会役員・理事、福祉活動推進員、民生委員・児童委員などいろいろな役職がありますが、それぞれの活動の目的が住民に知り渡っていないのではないか、また役職についている方も意識して活動していないのではないかとの話が出ました。
- ・地域でボランティアで活動している方々が、初心を忘れることなく活動が続いていく

ことを期待しつつ、別の機会にもまた議論を深められれば、という意見がありました。

イ 第2分科会「災害時に対応した地域住民の研鑽を図る」

(瓜生リーダー)

・前回の区地域福祉計画推進協議会（以下「区推進協」と言う。）で出された問題に対し、各地域で防災の意識づけをする機会があったかの話を伺いました。1,500世帯の団地において行事に兼ねての講習会の開催、無事ですカードによる階段単位ごとの防災訓練、安否確認を実施したところ、東日本大震災時には3割程度だったカード掲出世帯が、訓練時には7割にまで達したとの報告がありました。一方でカードの掲出がなかった世帯への働きかけが課題であるとの話もありました。

・300世帯程度の町内自治会（以下「自治会」と言う。）において、避難所である小学校までの避難訓練を実施したところ、いつもの倍以上の参加があり、関心の高さが伺えた一方で、多くの無関心の方へのアプローチをどう進めたらよいか、との話が出ました。

・27自治会から成る地区連協において、自主防災組織が未設置の自治会があり、命を守る責任の重さからなかなか設置とまらない現状があるとの話がありました。

・自治会の足並み、住民の足並みが揃わないことが往々にしてあるので、問題意識をどのように共有するか、一步一步できることから始め、少しずつでも発展していけばよいのではないかと話が出ました。

(渡邊委員長)

今後、この重点取組項目を含めた34の取組項目については、各地域で推進できるよう事務局を含め、地域の諸団体等が一丸となる必要があります。昨年実施のアンケート調査では、「活動の中核となれる人材の発掘」への取り組みが鈍く、一方で「災害時に対応した地域住民の研鑽を図る」への取り組みは盛んという結果でした。計画推進のためには、住民一人ひとりや諸団体等が目的意識をもち、行政や区社会福祉協議会（以下「区社協」と言う。）からのアドバイスをいただきながら進めなければなりません。区社協には地域課題の早期発見、課題解決へ向けた関係機関等との連絡調整を行うコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」と言う。）がいます。CSWを活用し、取組項目が推進できるようお願いします。また、地域で開催の会合等で区推進協の協議内容等を報告することも計画の推進へつながります。対応願います。

(2) 支え合いのまち 稲毛（区地域福祉計画推進協議会）について

千葉市社会福祉協議会稲毛区事務所 鈴木主任主事より、広報委員会開催報告（2回とも降雪のため中止）及び紙面の編集内容、発行予定時期、A4判及びカラー用紙への変更の報告、並びに配付資料「支え合いのまち 稲毛 No.16（案）」について説明。

4 講話

稲毛区地域振興課くらし安心室安全・安心班 桜田主査より、資料3及びパワーポイントを用いて講話実施。

主な発言は以下のとおり。

- ・災害は突風、竜巻、豪雨など様々ですが、今日は大地震発生時に特化し、発生時にはどう備えるかということを中心に話します。
- ・地震は地球を構成するプレートの変動により発生します。プレートの動きは解明できておらず、正確に地震を予測できないというのが現状です。
- ・世界中で発生するマグニチュード6クラスの地震のうち、2割が日本で発生しています。
- ・地震は周期的に起こることは分かっており、過去のマグニチュード7クラスの地震の周期を見ると、そろそろM7クラスの地震が来てもおかしくないと言えます。
- ・東日本大震災以降、地震の活動期に入ったと言われており、その後震度4クラスの地震が頻発している現状があります。
- ・国の内閣府、中央防災会議が公表している東京湾北部地震（直下型 M7.3 震度6弱以上）が、今後30年のうち70%の確率で発生すると言われてしています。
- ・家が傾くほどの地震発生時には外へ、家で避難できるなら中で、どちらの場合でもまずは自分の身を守り、次に家族を守り、その後近隣住民同士、自主防災組織等で安否確認をしていくようになります。
- ・避難場所はどこか日頃から把握し、宿泊先を確保できない時はそろって避難所へ行くようにしてください。
- ・稲毛区内には小中学校、高等学校、公民館、コミュニティセンターなど42カ所の指定避難所があります。どこに避難してもよいです。自分の避難先が倒壊により使えない、行くまでの道が寸断され、たどり着けないことなどからです。把握しておきましょう。
- ・避難所は一時的に難を逃れる宿泊施設で、食糧、生活物資、情報を入手して過ごします。在宅の避難者も避難所で食糧、生活物資、情報を入手することになります。
- ・避難行動要支援者について話します。災害時に自力で避難することが著しく困難な方がそれにあたります。昨年12月に名簿の取り扱いに関する条例が可決され、夏ごろには施行予定です。従来、名簿は災害発生前には町内自治会（以下「自治会」と言う。）へ渡せませんでしたが、今後は個人情報の取り扱いに関する協定を結んでいただければ、あらかじめ自治会やマンション管理組合にも渡せるようになります。協定を結ばない場合は災害時に届けることになります。
- ・これまでは災害時要援護者名簿、これからは避難行動要支援者名簿へと変わります。何が変わるかは、これまで65歳以上の独り暮らしの方が掲載されていましたが。これからはそこに要介護、要支援の認定のある方も掲載となり、元気なお年寄りは省かれることとなり、全市的に見ると対象者はこれまでの約半分となります。

・安否情報は避難所に集めます。避難所には市の職員が常駐し、情報を集約します。例えば稲毛区の方が美浜区に出かけ被災となった場合、美浜区の避難所へ避難することもあります。情報を集約することでそのような方の把握をすることにもなります。

・避難所には足の不自由な方、障害を持たれている方、病気の方、怪我をした方、妊産婦の方など、大勢多数の方とともに過ごすことが困難な方もいます。このような方に配慮するため、避難所の中に福祉避難室という部屋を設け、介助する方とともにそこで過ごしていただきます。

・福祉避難室でも過ごせず、専門的なケアが必要な方は、拠点福祉避難所へ移送することになります。拠点福祉避難所はあらかじめ協定を結んだ民間施設であり、稲毛区には16か所あります。

・大地震の時には、地域の屋台骨であるみなさんに一番お伝えしたいのは、ケガをしない、火を出さないということです。

・ケガをしないために、家具転倒防止策を講じること、食器棚の扉が開き、食器が割れて散乱しケガをすれば、火も消せないし、避難にも影響します。食器棚の対策も忘れずに対応してください。

・地震火災の出火原因について、関東大震災はかまど、火鉢、七輪など、阪神大震災は不明が多いですが、ストーブ、配線、電気機器など、東日本大震災は電気装置、配電盤、モーター、発電機、配線など電気、配線等の原因が多いです。地震発生後に停電となり、その後通電する際に発火することが多いそうです。発火の原因は、家具転倒等により配線が一部断線したところへ電気が流れて負荷がかかり発火となるそうです。電気火災を防ぐにはブレーカーを落とすのが一番であり、地震の揺れとともにブレーカーが落ちる商品もあります。家庭でも導入してはいかがでしょうか。以上です。

(委員)

先ほどの説明で、自治会には災害時に名簿が届くということでしたが、届くのですか。

(桜田主査)

市の職員が届けます、届け方はこれから自治会の方と相談して決めていきたいと思います。

(委員)

災害時に届くようでは遅いです。事前に必要です。

(桜田主査)

条例改正があり、協定を結ぶことで事前にお渡しすることができます。

(委員)

福祉避難室に避難する方はどういう方が対象となりますか。

(桜田主査)

その時に判断します。どういう方が対象となるかはその時にその都度判断していきます。

(委員)

避難所に行けない障害を持たれた方々は、拠点福祉避難所へ移送となるとのことでした

が、直接は避難できず、指定避難所への避難から手順を踏まないとならないのでしょうか。

（桜田主査）

今は原則的な話ばかりしていますが、状況によりすぐに拠点的福祉避難所に行ける場合であれば、直接行くことにもなるかと思います。

（委員）

市の職員が指定避難所に到着するのにどのくらいの時間がかかるか、また家具転倒防止の話しがありましたが、転倒防止実験はしていますか。

（桜田主査）

時間については、正直なところ言えません。指定避難所から比較的近くに住む市の職員は、震度6弱以上の地震発生で避難所へ駆けつけることになっています。自分や家族を守ってから駆けつけることになるので、皆さんより到着が遅くなることもあります。家具の転倒防止については、国が公表している資料に基づき説明しています。実験は難しいですが、起震車等を使って試してみてもいいのかなとも思っています。

（委員）

協定を結ぶということはどういうことなのか、また避難行動要支援者名簿ですが、そこへ掲載となる方には、市から本人に伝えているのですか。

（桜田主査）

対象者には手紙を送り、掲載となることへの可否を聞きます。拒否の場合、協定を結んだ自治会へ渡す名簿には掲載されませんが、民生委員・児童委員へ行く名簿にはすべての対象者が掲載となります。協定については、個人情報に掲載となる名簿であるため、扱い方を中心に協定を結びます。協定を希望する自治会に手をあげていただくことになります。

（委員）

協定を結んだ場合、名簿が来るのは自治会長までか、その下まで来るかはどのように考えていますか。

（桜田主査）

団体を対象に提供します。団体の中で取り扱いを決めていただく必要があると思います。

（委員）

今までの災害時要援護者名簿がなくなって、避難行動要支援者名簿となるのでしょうか。

（桜田主査）

そのとおりです。

5 その他

（1）来年度の推進協議会委員の選任について

当区高齢障害支援課 鈴木係長より説明。

(鈴木係長)

区推進協設置要綱により、委員の任期は２年となっており、来年度は新たに委員を選任することとなります。委員の皆さまには協議会運営の継続性の点から、引き続きお願いしたいと考えております。今後、団体等から推薦されている方には、事務局から団体宛で推薦依頼文書を出しますので、引き続きお引き受け願えればと思います。団体以外の分野からご参加の皆さまには、直接就任依頼文書を出しますので継続いただける方は、必要事項を記入のうえ事務局まで返送願います。

(委員長)

その他、何かありますか。

(委員)

公募で参加していますが、私を含めて他の公募の方も地域では何らかの役職についているかと思しますので、その役職を名簿に掲載願います。また、私の地域の公民館では、公民館を地域住民で運営してはどうかの議論が行われています。皆さまにPRしておきます。

(委員)

事務局にお訪ねします。来年度の第１回目の区推進協開催までに、私たちが意見を述べたりする機会はありますか。

(西河センター長)

区推進協では、６つある重点取組項目を２４年度、２５年度と各２つの重点取組項目に対して分科会を設けて皆さまに協議していただきました。２６年度には「地域で活動している人・組織同士の連携・協力」と「コーディネート組織の連携」の２つの重点取組項目を各分科会のテーマとして協議していただくことを考えており、第１回目の区推進協の際に皆さまのご意見を聞きながら決めていきたい、と事務局としては考えています。

(委員長)

全ての議事が終了しました。事務局へ戻します。

(事務局)

各委員におかれましては、本日の各分科会及び本会議の内容を地域の役員会等においてご説明いただき、事業推進ができるよう体制づくりをお願いします。また、昨年度より取り組んでいただいている２つの重点取組項目についても、進捗状況を確認願いますとともに、引き続き推進に向け取り組んでいただくようお願いします。

事務局が閉会を宣し、第３回稲毛区地域福祉計画推進協議会は散会。